

業務指示書

アフリカ地域インクルーシブ教育推進を目指した中等学校建設・改修計画準備調査 (スワジランド/レソト)

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年9月2日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 小菅 恵理子 Kosuge.Eriko@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年9月7日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：学校建設に係るO/D, B/D, D/D, S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／施設計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：学校建設に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 建築設計 1】

- 1) 類似業務の経験：建築設計に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 建築設計 2】

- 1) 類似業務の経験：建築設計に係る各種調査
- 2) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年9月11日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写5部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

地形測量及び地質調査/地盤調査に係る経費

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(LSL1 = 9.82 円 , SZL1 = 9.82 円 , US\$1 = 124.21 円 , EUR1 = 136.05 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/施設計画
建築設計1
建築設計2

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

12.46 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年10月2日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約) :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

アフリカ地域インクルーシブ教育推進を目指した中等学校建設・改修計画準備調査（
スワジランド/レソト）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	9.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/施設計画	(30.00)	(14.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 建築設計 1	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 建築設計 2	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 要請の背景・経緯

(スワジランド)

スワジランドは、国家開発計画 (Vision 2022) 及び貧困削減戦略において、「人的資源」をスワジランドが有する貴重な資源の一つと捉え、持続的な経済及び社会の発展並びに絶対的貧困の撲滅を実現するため、初等教育及び中等教育を始めとする人的資源開発への投資を重点戦略の一つとしている。教育政策 (1999) 及び教育セクター開発戦略 (2010-2022) では、初等教育及び中等教育 (前期) の完全就学達成を目標として掲げ、中等教育の拡充では、特に初等教育から中等教育への進学率向上 (100%)、僻地における教育機会の拡充、僻地における教員配置の改善による教育格差の是正を優先課題として位置づけている。

2010年1月より初等教育の学費無償化が開始され、初等教育の就学者数が増加した一方、中等教育施設の拡充が図られなかったため、中等教育就学対象者の73%が就学出来ていないと報告されている (Education Management Information System Report 2011年)。前期中等純就学率は37.3% (2013年)。教育訓練省は、既存校の教室の増設と、新規建設により係る状況に対応しようとしているが、現状では、603の小学校数に対し、250の中等学校数に留まっており、中等学校の絶対数が不足している。

さらに2011年には、スワジランドは万人に開かれた教育方針 (The Swaziland Education and Training Sector Policy) を作成し、障害を持った生徒達も支障なく通学・学習出来る学校の建設を推し進めようとしている。これは、物理的なバリアフリーを意味するだけでなく、障害に対する地域住民の意識改革啓発効果も含んでおり、国のモデルとなる中等学校の建設が求められている。

(レソト)

レソトでは、2000年に導入した初等教育無償化により、初等教育修了者すなわち中等学校進学対象者数が増えたにもかかわらず、2014年現在、1,444の小学校に対し、340の中等学校しかなく、その絶対数が不足している。上位計画である国家開発戦略Vision2020では2015年までに初中等 (基礎) 教育の修了率90%の達成を目標としているが、中等教育の総就学率は55.2% (2013年) に留まっている。また、「教育開発戦略政策 (2005-2015)」では、初中等教育の強化を目標に掲げ、カリキュラム改善や教員養成等の教育の質的側面の改善と共に、アクセス向上のためのインフラ整備が必要とされている。国家戦略的開発計画においては、障害を持つ生徒を普通学級で教育する方針を打ち出しているが、4万人を超える障害を持った子どもたちに関しては、そもそも障害に配慮した学校が存在せず、学習環境が整備されていない状況となっている。

このような背景のもと、今回スワジランド及びレソト政府は、「インクルーシブ教育推進を目指した中等学校建設・改修計画」について、我が国に対して無償資金協力による支援を要請した。本業務は、要請内容の必要性及び妥当性を確認し、無償資金協力案件として適切な概略設計を行い、事業計画を策定し、概略事業費を積算することを目的とする。

2. プロジェクト概要

(1) プロジェクト目標

(スワジランド)

障害を持つ生徒が通学可能な中等学校を新設あるいは改修することにより、計画対象地域

における中等教育の就学機会の拡大を図り、もって教育格差の是正に寄与する。

(レソト)

障害を持つ生徒が通学可能な中等学校を新設あるいは改修することにより、計画対象地域における中等教育の就学機会の拡大を図り、もって教育格差の是正に寄与する。

(2) 期待される成果

(スワジランド)

対象地域における前期中等教育の学習環境改善及び障害を持つ生徒が通学可能な中等学校の整備

(レソト)

対象地域における前期中等教育の学習環境改善及び障害を持つ生徒が通学可能な中等学校の整備

(3) プロジェクトの成果指標

(スワジランド)

1) 成果指標 (数値): 継続使用可能な教室数、対象校に通う生徒の数 (新設校)、1 教室当たりの生徒数、障害を持つ生徒数等。

2) その他成果指標 : 本業務にて検討する。

(レソト)

1) 成果指標 (数値): 継続使用可能な教室数、対象校に通う生徒の数 (新設校)、1 教室当たりの生徒数、障害を持つ生徒数等。

2) その他成果指標 : 本業務にて検討する。

(4) 我が国への要請概要

対象サイトにおける中等学校の新設・増設。施設内容は以下のとおり。

(スワジランド)

ア 施設: 教室 (新設8校、既存4校程度)、実験室、職員室、事務室、多目的教室、職員宿舎、トイレ、キッチン、ランプや歩道など障害者にとって使いやすい設備等の建設。

イ 機材: 机、椅子、スクールバス、特殊教育用機材 (点字など) 等の調達。詳細は本業務にて確認する。

ウ コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容: ユニバーサルデザイン及びインクルーシブ教育の地域住民への啓発活動、ユニバーサルデザインに関する政府職員及び教師へのセミナー・研修。詳細は本業務にて確認する。

エ 調達・施工方法: 本業務にて確認。

(レソト)

ア 施設: 教室 (新設8校、既存4校程度)、障害者にとって使いやすい実験室、職員室、事務室、多目的教室、職員宿舎、学生寮、ダイニングホール、トイレ等の建設。

イ 機材: 机、椅子、ベッド、ロッカー等の調達。詳細は本業務にて確認する。

ウ コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容: 本業務にて確認。

エ 調達・施工方法: 本業務にて確認。

(5) 対象地域 (サイト) :

(スラジランド) 全国20サイトが候補地 (要請書) ※全国内の配置図は要請書参照

(レソト) 全国 (対象校は各県の県都から30-40km圏内) ※全国内の配置図は要請書参照

(6) 関係官庁・機関

事業実施機関 :

(スラジランド)

教育訓練省 (Ministry of Education and Training) 及び経済計画開発省 (Ministry of Economics Planning & Development)

(レソト)

教育訓練省 (Ministry of Education and Training)

(7) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動・他ドナー等の援助活動

1) 我が国の主な援助活動

ア. 無償資金協力 (【 】内は計画数)

(スワジランド)

・中等教育改善計画 (コミュニティ開発支援無償) : 2010 年度実施、供与限度額 11.43 億円、4 県 12 校の中等学校の施設及び機材の設置・供与

(レソト)

- ・マセル国立教員養成大学整備計画 (一般プロジェクト無償) : 2001 年度実施、供与限度額 5.73 億円、実験・実習施設の建設および基礎的な実験・実習機材の供与
- ・小学校建設計画 (一般プロジェクト無償) : 2004 年度実施、供与限度額 10.06 億円、小学校 17 校 (229 教室、校長室、職員室、倉庫等) の建設
- ・中等学校建設計画 (コミュニティ開発支援無償) : 2007 年度実施、供与限度額 7.15 億円、中等学校 7 校 (70 教室、理科実験室、教職員室、食堂、寮等) の建設
- ・中等学校建設・施設改善計画 (コミュニティ開発支援無償) : 2011 年度実施、供与限度額 10.69 億円、中学校 12 校 (6 校の新規建設及び 6 校の増設、普通教室、理科実験室、教職員室、教員住居等) の建設

イ. 技術協力

(スワジランド)

・理数科教員養成政策アドバイザー (2012 年度)

2) 他ドナー等の援助活動

(スワジランド)

EU による小学校建設他、UNICEF による中等学校就学対象者への学費支援。

(レソト)

アフリカ開発銀行や中国による中等学校建設、アイルランド政府による教育セクター財政支援のほか、Education for All-Fast Track Initiative 触媒基金の供与による、小学校建設、就学前教育普及、教員研修に対する支援などが実施されている。

3. 業務の目的

プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、プロジェクト実施に対する我が国無償資金協力の位置付け、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るた

めに必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費の積算を行うとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項等を提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、スワジランド及びレソト政府からそれぞれ要請のあった「インクルーシブ教育推進を目指した中等学校建設・改修計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 調査方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、当機構がスワジランド及びレソト政府とで合意する協議議事録（以降、「ミニッツ」と記載する）に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 調査全体の方針

(スワジランド)

本業務では、施設・機材等整備方式による無償資金協力の実施を前提としつつ、現地業者による施工の可能性も含め、概略設計調査を行う。特にインクルーシブ教育推進（障害のある生徒のインクルージョン）を目的とした案件であるため、当該目的を達成するための施設建設・機材の検討を行う。調査により、現地業者の活用を前提として提出された先方政府からの要請の妥当性につき判断し、必要な設計・積算を行う。

(レソト)

本業務では、施設・機材等整備方式の活用を前提として、概略設計調査を行う。特にインクルーシブ教育推進（障害のある生徒のインクルージョン）を目的とした案件であるため、当該目的を達成するための施設建設・機材の検討し、必要な設計・積算を行う。

両案件で対象とする障害の種別については、現時点では、身体障害、視覚障害、聴覚障害、学習障害すべてが対象として想定されており、本調査で確認を要する。しかし、本調査に先駆けた先方政府からの聞き取り結果からは、過去中等学校建設案件で限定的にしか設置されなかったスロープの校内全体（教室間、教室—トイレ間）の設置を含めた施設内でのバリアフリー設計、トイレの開閉方向を車いす児童に配慮したものにするなどの詳細な設計が必要とされており、身体障害への対応を中心とした設計・機材配置が見込まれる。

なお、両案件ともに非障害生徒と障害のある生徒と一緒に通う学校施設であるので、障害のある生徒に配慮した施設設計上の工夫、提供できる付加価値をプロポーザルにて提案すること。

(2) 無償制度における実施体制・施工監理体制

(スワジランド)

本プロジェクトの施設建設については、被援助国の業者及び本邦業者いずれかによる一般競争入札を想定する。

については、現地業者の能力を慎重に分析し、必要と判断される場合は、コンサルタントによる現地業者の施工管理支援の実施も含め、円滑な事業実施、施工品質の確保に必要な対策を提案し、施工計画／調達計画等へ反映する。なお、提案に際し、コスト縮減にも十分留意すること。

施工監理支援が必要な場合については、先行案件の教訓・好事例についても分析・反映のうえ、経済的にも技術的にも適切な施工管理体制を提案することとする。

また、スワジランドにおける入札制度の一般事情（一般的な入札方法、入札図書、契約条件書、入札事前審査の方法等）については十分調査した上で、現地での調達手続きに際し、弁護士からの支援の必要性の有無等を検討すること。

（レソト）

本プロジェクトの施設建設については、これまでのコミュニティ開発支援無償での問題点（工期遅延等）を踏まえ、本邦業者による一般競争入札を想定する。

（3）現地調査の実施方法

本業務においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査I、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査IIの計2回の渡航を予定している。それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

（4）計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分当機構と協議すること。

なお、特に以下の2つの段階においては、我が国側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1）現地調査I帰国時：現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ報告する。また、設計・積算方針会議にて、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

2）現地調査II派遣前：計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

（5）設計・積算に係る参照マニュアル

本業務において設計・積算を行うに当たっては、2009年3月に策定された「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」（補完編を含む）を参照する。同マニュアルは、設計、積算を行う上で留意すべき共通事項、代表的セクターの留意事項について記載した内容となっているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料（設計総括表、積算総括表等）の作成を行う。

（6）対象候補サイト選定に係る調査方針

（スワジランド）

スワジランドからの要請サイトである全国20サイトにおいて、予めJICA南アフリカ事務所を通じ、現状及び優先順位を確認する予定。ただし、現地調査Iの過程で、調査対象サイトの追加・変更が必要となった場合は、別途対応を検討する。

現地調査Iで協力対象校、施設コンポーネントの優先順位及びその基準について、スワジランド政府と合意した上で、調査対象のサイトを踏査する。踏査に際しては、スワジランド側政策（特にインクルーシブ教育推進施策）、就学需要、アクセスや水源等を含むサイト条件、土地の確保、自然災害の影響（洪水、地滑り等）、既存施設及び学校運営状況、事業規模（サイト数）、施工監理拠点からサイトまでの距離、現地業者の施工能力、邦人立入にかかる安全性、（携帯電話電波状況、幹線道路からの距離、警備状

況、州都からサイトまでの移動時間)、他ドナーとの重複等の情報を収集・分析する。

その結果を踏まえ、スワジランド側との協議のうえで、協力対象校の最終的な優先順位について必要に応じて見直しの上、合意する。なお、対象サイトの優先順位付に関しては、施工の合理性を踏まえ、施工監理可能な範囲とする。

(レソト)

レソトから要請された12サイトにおいて、予めJICA南アフリカ事務所を通じ、現状及び優先順位をレソト政府に確認するとともに、候補サイトについては18~20サイト程度を確保してもらう予定。ただし、現地調査Ⅰの過程で、調査対象サイトの追加・変更が必要となった場合は、別途対応を検討する。

現地調査Ⅰで協力対象校、施設コンポーネントの優先順位及びその基準について、レソト政府と合意した上で、調査対象のサイトを踏査する。踏査に際しては、レソト側政策、就学需要、アクセスや水源等を含むサイト条件、土地の確保、自然災害の影響(洪水、地滑り等)、既存施設及び学校運営状況、事業規模(サイト数)、施工監理拠点からサイトまでの距離、現地業者の施工能力、邦人立入にかかる安全性、(携帯電話電波状況、幹線道路からの距離、警備状況、州都からサイトまでの移動時間)、他ドナーとの重複等の情報を収集・分析する。

その結果を踏まえ、レソト側との協議のうえで、協力対象校の最終的な優先順位について必要に応じて見直しの上、合意する。なお、対象サイトの優先順位付に関しては、施工の合理性を踏まえ、施工監理可能な範囲とする。

(7) 計画コンポーネントの優先順位の確認

対象校及び各コンポーネントの優先順位及びスコープカットのリスクについて、スワジランド及びレソトと十分協議を行った上で確認を行う。また要請されていないものの必要なコンポーネントがあれば、スワジランド及びレソトの標準的な中等教育施設と照らした上で、追加のコンポーネントの要否を確認し、必要であれば対象に含めることとする。

(8) 報告書・提出物等の作成方針

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力にかかる報告書作成のためのガイドライン」(2014年1月改訂版)(以下、「無償報告書ガイドライン」と記載する。)に従う。

6. 業務の内容

上記「5. 調査方針及び留意事項」を踏まえつつ、以下の調査を実施する。

1. 国内事前準備

(1) 要請書および関連資料の解析・検討を行い、プロジェクトの全体像を把握し、調査全体の方針・方法、現地調査計画ならびに協力計画案を検討する。

(2) スワジランド及びレソト政府・主要ドナーの教育セクターにおける関連報告書を精査し、基礎情報を収集するとともに、現地調査計画・協力計画を検討する参考とする。

(3) 必要に応じ、日本国内の障害者の子どもが通学する教育施設を視察し、日本が提供できる施設設計上の工夫、アイデアにかかる情報を収集する。

(4) 南アフリカにおける特別支援教育(またはインクルーシブ教育)を実施している学校の標準設計や施設・設備基準、また具体的な事例について情報を収集する。

(5) 上記1)から4)を踏まえて、インセプション・レポート(我が国無償資金協力制度、調査・協力の方針・計画、留意事項、双方の役割分担など)、質問票を作成する。

2. 現地調査

(1) インセプション・レポートの説明・協議

インセプション・レポート（我が国無償資金協力制度、調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、留意事項、双方の役割分担等）を相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。

(2) プロジェクトの背景、目的、経緯、現状の確認と設計方針案の検討

1) 要請内容の確認

先方との協議を通じて、本プロジェクトの政策的な背景・目的を明確にするとともに、要請された内容、先方の実施体制（組織・予算等）、要請されている各コンポーネントの優先順位を確認する。

2) 現状の把握・まとめ

(1) 各対象校における課題・ニーズ（インクルードする障害の種類・対象者）

(2) 各対象校の周辺環境（一例として肢体不自由者が学校までどのようにアクセスしているか）

3) 双方からの提案（ハード面、ソフト面）の聴取・まとめ

(1) 先方の要望聴取

(2) 日本側からの提案（日本側として、日本における取組み・先進事例、案件プレゼンス、他ドナー案件との差別化、民間連携要素等も勘案の上、盛り込むべきと考えられる要素を提案）

4) 関係者間での設計方針案（ハード面、ソフト面）の検討、共通認識の醸成

(1) 上記1) から3) を踏まえて、関係者で以下の諸点を検討する。

1) 本案件を通じたインクルードする障害の対象者

2) 想定する設備・機材、仕様、当該国文化・風習等との親和性、当事者によるアクセシビリティ（使い勝手を含む）

3) 想定する設備・機材を各校で運用するための人材確保の見通し、及び維持管理の体制

4) 既存校においては新設設備・機材と既設設備・機材との親和性（例えば障害者トイレを含むトイレ棟を設ける際に同棟までの移動がバリアフリーであるか等）

5) 対象サイトにおけるインクルージョン（障害者の種別及びレベルごとの通学状況等）の度合いやモデル校としての位置づけ等の先方政府の方針を確認する。その上で①全対象校の共通仕様と、対象校毎の個別仕様とを、どの程度設けるか、②ミニマム仕様とする一般校と、付加価値を付けたモデル校とを設けるか、等につき協議・確認する

(2) 関係者としては以下が想定される

1) 先方教育省、2) 各学校教職員、保護者、コミュニティ、3) インクルージョン対象者（障害当事者等）、4) JICA（職員、専門家、専門員）、5) 調査コンサルタント

5) 教育・社会事情調査

以下の全ての項目につき、障害者教育の観点も含めて調査を行う。

ア 国家開発計画、教育政策、教育セクター開発計画等、上位計画における本計画の位置づけを確認する。

イ 本計画の実施妥当性を検証するために必要となる教育セクターの基本統計、デー

- タ、資料等を収集する。
- ウ 前期中等教育施設建設・改修の進捗状況と今後の整備計画、要請対象地域の社会環境を調査し、要請地域・要請校の位置付けを確認する。
 - エ 1教室あたり適正生徒数等の基準や通学圏を踏まえた学校設置基準、教育施設整備基準等を確認する。
 - オ 対象国における中等教育の現状の生徒数（ジェンダー平等指数含む）、及び将来の予測を確認し、必要教室数等を検討する。
 - カ 対象国における障害者数（障害種別毎）や特別支援教育（障害者教育）およびインクルーシブの現状（児童・生徒数、教員数、学校数、特別支援教員の教員養成課程、予算など）を確認する。また、障害のある生徒も通う学校施設の標準設計・機材（近隣の南アフリカ共和国での調査を含む）について確認する。
 - キ 対象国及び対象サイトにおける教員配置状況及びその資質（教員資格等）を確認する。
 - ク スワジランド及びレソトにおける前期中等教員の養成状況と今後の計画を確認する。
 - ケ スワジランド及びレソトにおける前期中等教員採用・配置計画を確認する。
 - コ 代表的な公立中学校における年間の学校運営予算（学費、政府補助金等）に関し、予算計画及びその執行管理状況を確認し、施設の維持管理に関する実態を確認する。
 - コ 主要な他ドナーによる教育分野の事業概要を確認する。
 - サ 他ドナーによる前期中等教育施設整備の計画、実施状況（実施体制、設計・仕様、建設費等）を把握し、計画の参考とする。
 - シ スワジランド及びレソトのスクールイヤーを確認する。

（3）プロジェクトの実施体制の確認

スワジランド及びレソトのプロジェクト実施機関について、その組織・人員体制、財政・予算、施工監理技術水準等の実施体制を確認する。

（4）候補サイト状況（自然条件等含む）調査

1) 候補サイトの踏査（現地調査 I）

- ア スワジランド及びレソトのプロジェクト実施機関と協議の上、選定した全ての調査対象サイトの踏査を行い、サイトの形状（敷地の広さ・形状、傾斜、くい打ちの必要性、特殊土壌の有無、既存建造物の有無・配置状況、教室過密状況、自然条件等）、アクセス、土地の確保状況、土地の所有権、水道・電気等の引き込み状況、雨季の施工計画に与える影響等の調査を行い、必要に応じて優先順位の見直しを行う。
- イ 要請のあった教室以外の施設（職員住宅、事務室、多目的教室、実験室、キッチン等）については、対象州内の前期中等教育施設の現状等を確認するなどし、その整備の必要性を確認する。また、本案件の目標にもなっている、障害者にとって使いやすい（アクセシビリティの高い）施設建設を目的に既存の類似施設を確認し、その技術レベル、必要な設計、資材等を確認する。その他要請されていないが必要なコンポーネントがあれば先方と協議の上、その適否を検討する。
- ウ 本業務にて行う設計、施工計画、積算について、必要な精度を確保するため、建設予定地における気象、地質、地盤等に係る基本的情報を収集するとともに、以下に示す自然条件調査を行う。自然条件調査については、現地再委託にて実施することを認める。

- ①地形測量
- ②地質調査/地盤調査

自然条件調査の詳細は別紙１のとおりであるが、具体的な自然条件調査の細目（調査項目、調査内容、仕様、数量等）については、コンサルタントがプロポーザルで提案することとする。また、上記項目以外に必要と判断される自然条件等の調査が考えられる場合は、併せてプロポーザルで提案することとする。

（５）現地業者、現地コンサルタント、調達事情に係る調査 （スワジランド）

現地業者の活用を前提として先方政府からの要請がなされているため、現地業者を活用する場合も想定して、以下について確認するもの。

- １）現地業者の活用を想定した本計画の免税方法、免税対象となる団体及び税の種類、具体的手続き等に関する情報を収集する。
- ２）過去の類似案件（中等教育改善計画）の施工業者の選定基準を確認した上で、対象州（対象州で適当な業者がない場合には、近隣州または首都）における建設業者事情（業者登録制度・カテゴリーの有無、技術力、施工能力、技術者数、施工実績、資金力、建設機械保有状況、建設費など）を確認する。
- ３）上記類似案件の現地コンサルタントの選定基準等を確認した上で、対象州（対象州で適当な業者がない場合には近隣州または首都）における現地コンサルタント事情（会社数、業務内容、要員、技術力、資金力、費用など）を確認する。
- ４）資機材・労務等の質・調達、輸送ルート等調達事情を確認する。
- ５）同国における入札・契約制度の一般事情（資格登録制度、入札事前資格審査の方法、入札方法、入札図書、契約条件書等）について調査し、留意事項を取りまとめる。（特に、スワジランドの施工業者に限定した一般競争入札の可能性については必ず確認する。）また、一般競争入札が困難な場合は、指名競争入札も併せて確認する。また、現地での調達手続きに際し、弁護士及び調達アドバイザー（現地でアドバイザー制度がある場合に限る）からの支援の必要性の有無を検討し、必要と判断された場合には、契約にあたっての支援業務内容、発注仕様書等の検討を行い、契約上の留意事項をとりまとめる。
- ６）特に、現地業者及び現地コンサルタントの技術レベル・施工管理（監理）能力等から、一般的な監理体制では円滑な事業実施、施工品質の確保等が懸念される場合には、実施可能な改善点・対策（例えば本邦コンサルタントによる現地業者への施工管理支援、品質管理表雛形、施工参考図の作成等）等の施工管理上の工夫を提案し、下記（１１）４）施工計画・調達計画等へ反映する。その他関連資料の収集及び本計画を検討する上で調達計画上留意すべき事項を把握する。

（レソト）

レソトにおける建設業者事情（技術力、施工能力、技術者数、施工実績、資金力、建設機械保有状況、受注実績など）及びコンサルタント事情（業務内容、要員、技術力、資金力など）の確認を行う。また、レソトにおける資機材・労務等の調達、資機材輸送ルートなど調達事情の確認を行う。

（６）ソフトコンポーネント計画

スワジランド及びレソト側と協議の上、本計画における実施に係る運営面での支援（ソフトコンポーネント）の必要性の有無を検討し、必要性が認められた場合には、ソフトコ

ンポーメント計画を作成する。特にインクルーシブ教育、障害者支援および女子教育推進の観点から必要と思われるソフトコンポーメントについては積極的に提案する。また、スワジランドからは要請書に具体的なソフトコンポーメント内容が記載されているところ、十分に協議を行う。

(7) 現地業者活用による事業の留意点

特にスワジランドに関して、上記(2)～(6)を踏まえ、本プロジェクトにおいて現地業者を活用した事業実施の実現可能性・妥当性について慎重に判断し、現地業者の活用が可能と判断する場合には、必要となる留意点(実施体制等)につき整理する。(現地業者の活用が難しいと判断される場合には、その理由を整理すること。その上で、当機構と協議し、本邦業者の活用を検討する。)

(8) プロジェクト内容の計画策定

上記調査及び当機構との協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定(概略設計)を行う。現地調査I帰国後30日以内を目処に設計・積算方針の要約をとりまとめ、設計・積算方針会議において説明を行う。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」を参照して設計総括表を作成し、発注者に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

1) 計画・設計の基本方針

自然環境条件や現地建設事情、施工後の維持管理等についての対応(設計)方針を整理し、併せて設計基準を設定する。

2) 基本計画(施設・機材の基本的仕様)

上記を踏まえ、本プロジェクトとして計画・設計される事業内容の基本計画を検討する。

ア 施設計画

施設計画は、スワジランド及びレソト(ないし近隣国の南アフリカ)施設基準、既存前期中等教育施設の活用状況、カリキュラム、敷地(アクセス、既存インフラ)等の諸条件を踏まえ、要請コンポーメントを検討し、適切な施設計画を作成する。特に、要請のあったコンポーメントのうち、職員宿舎、学生寮等の付帯設備については、対象地域等の他の中等教育施設の現状等を確認するなどして、その整備の必要性を確認する。

イ 設備計画

設備計画については、スワジランド及びレソト(ないし近隣国の南アフリカ)整備基準、既存前期中等学校での整備状況等を確認し、経済的かつ効率的な計画を作成する。

3) 概略設計図

4) 施工・調達計画

施工監理拠点からサイト地までのアクセス状況、役務・資材等の調達事情、自然状況の影響、施工・労務関連法規等を勘案し、適切な施工体制、監理体制、工程計画(工法、工期、入札ロット分け)、品質管理計画(品質基準の確保方法、資材毎の品質確保のための確認方法等)を作成する。

- ・ 施工監理方針
- ・ 施工上の留意事項
- ・ 施工区分(先方負担工事との区分)
- ・ 施工監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 資機材等調達計画

・実施工程

(9) 過去の案件に関する教訓等の情報収集

同一地域または同一国、類似分野で先行する案件がある場合は、先行案件の実施上の課題や教訓について、調査を行う。特に工期設定、現地業者・調達業者に関する情報、現地入札制度等について十分な情報を得ること。スワジランドについては現地業者活用の可否の判断材料の一つとすること。

(10) 相手国側負担事業の概要

相手国負担事項（用地確保、各種建設許可の取得、アクセス道路の確保、電気設備の引き込み等）のプロセス、各手続における関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請し、確約を取り付ける。なお、本プロジェクトではサイト選定、用地確保に際して、原則的に非自発的住民移転が生じないよう留意するが、対応すべき事項がある場合には手続きや所要期間を確認のうえ、先方に対して速やかに対応するよう申し入れ、手続き完了を確認するために証拠書類の提出を求める。無償資金協力事業では免税が原則であるため、免税措置がどの役所によって、どのような手続きで行われるか、現地で調達する資材や業者へはどのような税金が含まれ、免税をどのような方法において実現するのかを詳しく調査する。なお、下請け業者等の税金が技術的にどうしても分離できない場合には、その理由を詳しく調査する。これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。なお、この情報は詳細設計（DD）時にさらに精査・更新されていくものである。

免税情報は事務所にて蓄積していくことが望ましいために、調査開始時点で事務所と情報共有・協議を行う。調査終了時には必ず事務所へ報告する。

(11) 環境社会配慮

1) 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月)(以下、JICA環境ガイドライン(2010年4月))に基づき、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影響項目の予測・評価、緩和策、モニタリング計画案の作成を行う。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。また、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、JICA環境ガイドライン(2010年4月)〈参考資料〉の環境チェックリスト案を作成する。

2) 環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下のとおり。

(1) ベースとなる環境社会の状況(土地利用、自然環境、先住民族の生活区域及び経済社会状況等)の確認

(2) 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認

1) 環境配慮(環境影響評価、情報公開等)に関連する法令や基準等

2) JICA環境ガイドライン(2010年4月)との乖離及びその解消方法

3) 関係機関の役割

(3) スコーピング(事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること)の実施

(4) 影響の予測

(5) 影響の評価及び代替案(ゼロオプションを含む)の比較検討

(6) 緩和策(回避・最小化・代償)の検討

(7) 環境管理計画(案)・モニタリング計画(実施体制、方法、費用など)(案)、(対象サイトにおいて住民移転の可能性がある場合)簡易住民移転計画案の作成支援

(8) 予算、財源、実施体制の明確化

(9) ステークホルダー協議の開催支援(実施目的、参加者、協議内容等)

(12) 先方環境社会配慮に関する調査

スワジランド及びレソト側の環境社会配慮に関する法令規定、関連省庁等を確認し、本計画の 카테고리を確認するとともに、本計画の実施に際して必要となる諸手続きがあれば、その内容・プロセスを確認する。

(13) プロジェクトの運営・維持管理計画

中等学校の運営・維持管理計画(教員・事務員雇用、学生募集、資金調達、学校運営等)を整理し、その実現可能性について十分検討する。

(14) プロジェクトの概略事業費

プロジェクト及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費、並びにプロジェクトの維持管理費の概略事業費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)」を参照して積算総括表を作成し、当機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。積算にあたっては、それが無償資金協力の事業費に採用されることや、入札予定価格の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性をよく検討し、資料の欠落や過誤・違算を防止するとともに、過大・過小のない適正な「積算」としなければならない。積算にあたっては、設計・積算マニュアルを参照して積算総括表を作成し、機構に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。なお、概略事業費積算にあたっての詳細留意点は以下のとおり。

1) 準拠ガイドライン

現地もしくは第三国業者を活用する場合の概略事業費積算に当たっては、「コミュニティ開発支援無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル(小中学校・保健センター建設編)」(2015年1月版)に基づき積算を行う。

2) 概略事業費に係るコスト縮減の検討

概略事業費の算出に当たっては、現地仕様からの改善や管理体制を勘案した上で、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償報告書ガイドライン」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

3) 事業費等のドナー比較

事業費については、その妥当性を確認するため、他ドナー等が実施した類似案件についての以下を含む情報を入手し、比較表及び参考となる写真を添付して「事業費等のドナー比較資料」(様式の指定なし)を作成し、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

ア 実施時期

イ 事業費(総事業費及び内訳)

ウ 概略の仕様

エ 入札方法(PQ基準、国際入札/国内入札等)

オ 契約条件(総価方式/BQ方式、支払い条件(履行保証の有無等)等)

カ 施工監理方法(品質管理、工程管理、安全管理等)

4) 過去の無償資金協力との事業費比較

別紙2「コスト比較表」により過去に無償資金協力により実施された類似案件との建設コストを比較する。また、「コスト比較表」については、上記3)の「事業費等のドナー比較資料」を兼ねて作成することも可とする。

5) 予備的経費

本計画に関する予備的経費の計上について、現地調査等を通じ以下のリスク情報を収集・分析し、これを JICA に提供する。JICA が算定した予備的経費率を概略事業費に反映させる。

- ア. 経済状況、市場変化にかかるリスク（インフレ率等）
- イ. 工事量変動にかかるリスク
- ウ. 自然条件にかかるリスク（洪水等）
- エ. 現地政府のガバナンスにかかるリスク
- オ. 治安状況にかかるリスク

(15) 安全対策

施工時の安全対策にあたっては、本業務において相手国の法律・基準を確認するとともに、「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」（以下、「安全管理ガイドンス」）の趣旨を踏まえて調査を行い、先方政府の理解の獲得を図る。施工計画の策定に際して、工事中の安全及び治安の確保について、安全管理ガイドンスの安全施工技術指針に留意するとともに、他案件の事例も踏まえて必要な安全対策を概略設計に反映するものとする。施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成する。

(16) 協力対象事業実施に当たっての留意事項

「協力対象事業」の円滑な実施に直接的な影響を与えると考えられる留意事項を整理する。概略設計を踏まえ、詳細設計を実施するに当たり懸案となる事項、積み残し事項等、留意点をまとめ、本体実施時に確実に引き継がれるよう配慮する。具体的には、概略設計段階と詳細設計段階のアウトプットを具体的に示し、その差を明らかにする。

(17) 想定される事業リスクの検討

事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを検討する。特に事業実施中のリスクについて、それらをコントロールする手法について検討する。事業実施後に想定されるリスクの軽減については、ハード面、ソフト面ともに検討し、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策を検討する。

(18) プロジェクトの評価

本プロジェクトの成果を定量的かつ的確に評価可能な指標を検討・設定し、同指標設定に必要なデータの収集等を行う。

プロジェクトの評価については、妥当性と有効性に分類して整理する。有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、プロジェクト完成後約3年をめぐりとした目標年の目標値を設定する。また、単に就学児童数（障害のある生徒含む）の増加だけでなく、先方政府のインクルージョン（障害のある生徒のインクルージョン）政策推進にあたり、本案件で建設した学校がモデル校として国内での学び・研究の場として貢献できるかという中長期な視点に立ち、その兆しがみられるかどうかを評価項目として加えることを検討する。

なお、本プロジェクトの実施前と実施後の教育協力に関する効果が測定できるよう、評価指標の収集を徹底する。評価指標の設定にあたっては、「基礎教育協力の評価ハンドブック」（当機構図書館データベースからダウンロード可）を参照のこと。

- (19) ジェンダー・マイノリティ（民族・言語）の課題に関する調査
- ア 対象学校における生徒数や教員数の男女別及び民族・言語別の統計データやジェンダー・マイノリティの課題に関する情報を収集し、状況を把握する。
 - イ 既存施設視察、女子生徒や女性教員に対するヒアリングを行い、既存施設に対するコメント、女子生徒の就学阻害要因や促進のための改善案に関する情報を収集する。
 - ウ 施設計画（設計仕様、トイレなど）に対する具体的なジェンダー配慮事項を提案する。
- (20) その他の配慮事項等の調査
- 施工業者の労働災害防止、住民・通行者等第三者の安全確保等に配慮した安全対策を含む施工計画を作成すること。
- また、現地の安全状況に十分留意し、実施段階で配慮すべき安全対策について調査する。
- (21) 準備調査報告書（案）の作成
- 上記調査結果を準備調査報告書（案）として取りまとめ、その内容について当機構と協議する。
- (22) 事業概要の本邦企業への説明
- 本邦企業による施工を想定する場合には、先方政府関係者との説明・協議前に本邦企業（一般社団法人 海外建設協会（OCAJI）等の業界団体他）へ事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情といった、事業実施に重要なポイントの成果を説明する。企業側から質問等が出た場合には JICA と対応を協議する。
- (23) 準備調査報告書（案）の説明・協議
- 上記準備調査報告書（案）を相手国政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、プロジェクト実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮など、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的持続性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。
- (24) 準備調査報告書等の作成
- 相手国政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の成果品を作成する。
- 1) 概略事業費（無償）積算内訳書
 - 2) コスト縮減検討資料、ドナー比較資料
 - 3) 概要資料
 - 4) 準備調査報告書
 - 5) デジタル画像集
 - 6) 進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版
- なお、1) 概略事業費（無償）積算内訳書及び4) 準備調査報告書については、(10) プロジェクト内容の計画策定の時期から、当機構と事前打合せを行いながら作成することとする。

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(5) から

(8) を成果品とする。なお、(4) 以降はスワジランド、レソトそれぞれの案件毎に成果品を作成し、提出することとする。

なお、以下に示す部数は、当機構へ提出する部数であり、スワジランドとレソトそれぞれの実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

- (1) 業務計画書 : 和文 3部
- (2) インセプション・レポート : 英文 1部
- (3) 現地調査結果概要 : 和文 3部
- (4) 準備調査報告書(案) : 英文 各1部
: 和文 各1部
- (5) 概略事業費(無償)積算内訳書 : 和文 各2部
(※コスト縮減検討資料、事業費他ドナー比較資料を含む)
- (6) 概要資料 : 和文 各1部及びCD-R各1枚
(※完成予想図を含む。)
- (7) 準備調査報告書
(※完成予想図を含む。) : 和文(製本版) 各8部及びCD-R各1枚
: 英文(製本版) 各15部及びCD-R各1枚
: 和文(簡易製本版) 各2部及びCD-R各1枚
- (8) デジタル画像集 : CD-R各2枚(デジタル画像40枚程度)
- (9) 進捗報告書の初版 : 英文 各3部

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条(改訂版)に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (2) ~ (4)、(6) ~ (8) については無償報告書ガイドラインを参照することとする。

注3) (5) について、本邦業者活用する場合には、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)」を、本邦以外の業者を想定する場合には、「コミュニティ開発支援無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル(学校建設編)(試行版)」を参照すること。

注4) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注5) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

注6) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 実施スケジュール

2015年10月中旬より国内事前準備を開始し、2015年10月下旬より現地調査Ⅰを行う。帰国後に国内解析Ⅰを実施し、2016年4月下旬までに概略事業費積算内訳書（案）の作成を行い、2016年5月上旬から現地調査Ⅱ／準備調査報告書（案）説明、2016年5月中旬までに概要資料を提出、2016年7月下旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

調査実施工程（案）

項目	2015年			2016年						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
国内事前準備	□									
現地調査Ⅰ		■	■							
現地調査結果概要				△						
国内解析Ⅰ				■						
準備調査報告書（案）								△		
概略事業費積算内訳書（案）								△		
現地調査Ⅱ								■		
概要資料提出									△	
報告書提出										△

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 調査期間：

全体： 約 26.55 M/M

(2) 業務従事者の構成

- 1) 分野構成：(a) 業務主任/施設計画 (2号)
- (b) 建築設計1 (3号)
- (c) 建築設計2 (3号)
- (d) 施工計画/積算1
- (e) 施工計画/積算2
- (f) 教育計画（障害者配慮含む）/機材計画1
- (g) 教育計画（障害者配慮含む）/機材計画2
- (h) 環境社会配慮1
- (i) 環境社会配慮2

2) 現地調査Ⅰ：(a) ~ (i)

3) 現地調査Ⅱ：(a) (b) (c)

*なお、スワジランドとレソトを2チームに分けて調査することを念頭においている。現地調査Ⅰでは、レソトに関しては、先方政府からの情報入手、情報の裏付け確認に時間を要することが見込まれることから、当機構等からの参加団員が現地調査を行う前に業務従事者が現地で2週間程度の調査を行うことを想定する。業務量の目途と業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な提案がある場合、プロポーザルにて理由とともに提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 配布資料等

(1) 配布資料

1) 無償資金協力要請書

(2) 公開資料

以下の資料については JICA 図書館ポータルにて閲覧可能

1) スワジランド「中等教育改善計画」協力準備調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000256772.html>

2) レソト「中等学校建設計画」予備調査及び概略設計調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000172331.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000176369.html>

3) 「中等学校建設・施設改善計画」協力準備調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000256620.html>

(3) 貸与資料

なお、希望者には、基礎研究「小・中学校建設の付加価値向上のためのドナー・スキーム比較」最終報告書（該当部分）を配布しますので、ご連絡ください。

【連絡先】

JICA 人間開発部基礎教育G基礎教育第二チーム

澁谷 和朗

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

TEL:03-5226-8348 FAX03-5226-6341

E-mail: Shibuya.Kazuro@jica.go.jp

4. 当機構等からの参加団員の構成と現地調査行程(案)

(1) 現地調査Ⅰ

1) 団員構成：(a) 総括 (JICA)

(b) 計画管理 (JICA)

2) 調査行程：約12日間（レソトでの現地調査を11/9-13、スワジランドでの現地調査を11/16-20で検討中）

3) 調査目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本計画の内容を検討し、討議議事録（ミニッツ）を取りまとめる。

(2) 現地調査Ⅱ

1) 団員構成：(a) 総括 (JICA)

(b) 計画管理 (JICA)

2) 調査行程：約9日間

3) 調査目的：

準備調査報告書（案）について、相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の確認事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタントに再委託して実施することができる。

(1) 地形測量

(2) 地質調査/地盤調査

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2012年4月改定)」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札など）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法など、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、これらの調査に要する経費については別見積とする。

6. その他の留意事項

(1) 入札業務・施工監理体制

入札業務・施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画につき明確に記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン 2013年11月改訂版」の様式-2及び様式-3を準用した表を添付する。

(2) 無償資金協力事業の実施体制

本計画が現地業者あるいは第三国業者の活用にて実施される場合、当機構は本業務を実施した本邦コンサルタントに現地コンサルタントを活用して施工監理を実施させることを想定している。

(3) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は総括の滞在期間中、原則として総括の調査に同行するが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

7. 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA 南アフリカ事務所、在南アフリカ日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。なお、現地作業中における安全管理体制を JICA に提出する。

8. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に準備調査を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする

以上

スワジランド王国及びレソト王国
「インクルーシブ教育推進を目指した中等学校建設・改修計画」準備調査にかかる
自然条件調査仕様書

1. 目的

自然条件調査は、本業務を行う上で必要な精度を確保するため、プロジェクトサイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造及び規模を決定し、設計、施工計画、積算に資するものとする。

また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、要請内容も勘案の上、コンサルタントは必要な調査の細目（調査方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本業務の中で行うことを原則とする。ただし、本業務の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本業務で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記述するものとする。

2. 調査項目（例）

(1) 地形測量

目的：施設の平面計画を行うために必要な地形の情報を把握する。

内容：平面測量、水準測量等

(2) 地質調査/地盤調査

目的：建築物の基礎の設計に必要な地耐力の確認を行う。

内容：サウンディング試験、試掘（注：南部アフリカでは膨張土が土壤に存在する問題があり、それが発見された場合には、追加で地質調査を実施する可能性あり）

3. 対象サイト：全調査対象サイト（各国 20 サイト程度）を調査対象とすることを前提として計画する。

以上

コスト比較表

※各項目に記載されているものはサンプルである。記載されている内容を参考に本資料を作成する。

項目		A 国		
		一般無償 中学校建設計画 基本設計調査(19XX年)	コミュニティ開発支援無償 学校建設計画 概略設計調査(平成XX年 度)	XX国ドナー(または世 銀) 学校建設
積算時期		19XX年8月	20XX年6月	20XX年4月
基本コンポーネント		普通教室、理科室、図書室、 多目的室、教員室、管理室、 便所、	普通教室、図書室、事務部 門、教員室、一般理科室、 化学・生物実験室、物理・技 術実験室、美術工作室、コ ンピューター室、倉庫、便 所、カンティーン及びシェー ド、家庭科室	普通教室、図書室、 事務部門、教員室、 理科実験室、コンピュ ーター室、倉庫、便所
建物	教室棟	3階-4階	3階-4階	3階
	便所棟	教室棟に含む	教室棟に含む	教室棟に含む
	教員住居	なし	なし	なし
平面 計画	教室	寸法	6.6m×8.25m	6.55m×8.1m
		面積	54.4 m ²	53.0 m ²
		生徒数	40	40
構造・ 仕上げ	基礎	布基礎	独立基礎2校、杭基礎3校	布基礎一部杭基礎
	構形式	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート	鉄筋コンクリート
	床	テラゾータイル	テラゾータイル	テラゾータイル
	壁	モルタル/塗装	モルタル/塗装	モルタル/塗装
	屋根	アスファルト防水	伸縮性塗膜防水	アスファルト防水
	天井	モルタル薄塗り/塗装	モルタル薄塗り/塗装	モルタル薄塗り/塗 装
工期		13ヶ月/期分け	17.0ヶ月	12.0ヶ月
総延べ床面積		53,974.55 m ²	10,580.83 m ²	1,787.00 m ²
教室棟床面積		53,974.55 m ²	10,580.83 m ²	1,787.00 m ²
建設教室数 (普通教室のみ)		388	69	12

項目	A 国		
	一般無償 中学校建設計画 基本設計調査(19XX 年)	コミュニティ開発支援無償 学校建設計画 概略設計調査(平成 XX 年 度)	XX 国ドナー(または世 銀) 学校建設
総事業費	4,040,920,622 円	904,843,576 円	99,066,786 円
直接工事費	2,664,706,965 円	630,355,061 円	-円
間接工事費	903,673,945 円	0 円	-円
家具・機材費	85,392,379 円	45,611,692 円	-円
調達代理機関費	0 円	95,603,629 円	-円
設計監理費	387,147,333 円	130,519,560 円	-円
ソフトコンポーネント費	0 円	0 円	-円
弁護士費	0 円	2,753,634 円	-円
直接工費との比較 為替レート	US1=119.00 円	US1=106.73 円	US1=106.73 円
平米単価	49,370 円/延㎡	59,575 円/延㎡	55,437 円/延㎡
教室単価	6,867,801 円/教室	9,135,581 円/教室	8,255,566 円/教室
物価指数			
19XX 年=100	100	145	145
物価修正考慮後	1.45	1.00	1.00
為替レート修正 考慮後	0.90	1.00	1.00
平米単価	64,427 円/延㎡	59,575 円/延㎡	55,437 円/延㎡
教室単価	8,962,481 円/教室	9,135,581 円/教室	8,255,566 円/教室

